

平成25年度 第22回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年3月27日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第22回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成26年3月27日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第39号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

議案第40号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について

議案第41号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市スポーツ推進計画に関する青梅市教育委員会の意見聴取の回答への対応について（総務課）
- 2 第一小学校体育倉庫火災に伴う処分について（総務課）
- 3 青梅市立第四小学校屋内運動場改築実施設計の完了について（施設課）
- 4 青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の廃止について（施設課）
- 5 全国学力・学習状況調査 偏差値の推移（教育指導担当）
- 6 平成26年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）
 - イ 青梅市民会館運営審議会議事録（文化課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）

協議事項（再掲）

- 1 平成26年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（総務課）
- 2 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（総務課）
- 3 平成26年度青梅サタデースクール実施要綱の制定について（指導室）
- 4 青梅市立学校いじめ防止条例（仮称）検討委員会設置要綱（案）について（指導室）
- 5 子どもいきいき学校づくり交付要綱の一部改正について（教育指導担当）
- 6 青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について（教育指導担当）
- 7 青梅市学校給食配膳員勤務要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 8 青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 9 青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 10 青梅市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部改正について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	岡田芳典

出席説明員	教育長（再掲）	岡田芳典
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	浜中茂
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後1時35分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成25年度第22回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成25年11月21日開催の第14回定例会、12月16日開催の第15回臨時会および12月19日開催の第16回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ごらんいただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第14回定例会、第15回臨時会および第16回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第17回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにごらんいただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 毎度のことですけれども、私はことし地元を重視して、霞台中と河辺小の卒業式に参列させていただきました。どちらも非常にいい卒業式でした。

特筆すべきことというのは、河辺小は国歌を非常によく歌ってましたね。卒業生が非常によく歌っていた。これは引き続き霞台中に行っても歌ってほしいと、そういう願いが強く湧き起こってまいりました。

それから、小学校はよく使われますけれども、入場・退場ともリコーダーの演奏がありまして、これもいいなと思いました。どちらかというと入場がすごく、何かこう厳粛なという気持ちはわかるんですけども、もう少しはつらつと入ってほしいなというようなことが今まで多かったものですから、そうでない方がいいかななんて、そういう感想で、ことしは大変充実した2日を過ごしました。ありがとうございました。

【委員】 私も卒業式で、東小・東中に行かせてもらったんですが、今先生がおっしゃられたのと同じように、国歌をすごく大きい声で、人数は少ないのにほかの学校よりも大きい声に聞こえ

たというぐらい、しっかり歌っていただいていたので、よかったなということ。それから、最後に「仰げば尊し」と「蛍の光」があるんですね。我々としては、卒業式にそれがあると、なかなかいいなというふうに思いました。

今、入場のお話があったんですが、第二小学校で男女が2人ずつ切れながら入ってくるのはなかなかよかったなと。待ち合わせみたいな形で入ってくるんですね。それがよかったなというふうに思います。

【委員】 3月1日に、三中、三小、今井小で3校合同の音楽会がありました。例年ですと三中の体育館を使うんですが、ことしは雪で屋根が崩落してしまったために、急遽、中止ではなく三小の体育館で行おうということで、そちらに伺ってきました。地元のおじいちゃん、おばあちゃんの年代からずっとお客さんがたくさん入ってくださって、三中の校長先生の方から体育館の件、それから今後の授業で大門市民センターの体育館を使わせていただくような話とか、地元の皆さんへのご協力をお願いしますというようなことをごあいさついただきました。音楽会自体はすごく盛り上がりまして、三中も今井小も三小も音楽にすごく力を入れていて、本当に伸びているなということを感じました。

体育館の件については、だんだん日がたつとともに、保護者の皆さんの間で、どうなんだろうどうなんだろうというのが渦巻いていまして、私も知らなかったような話がほかのお母さんから入ってきたり、それは本当なのかしらというような話になったりしています。学校側が言えることというのは限られているので、逐次教えてはくださるんですが、何か正式な形で現状を、今こういう段階ですみたいなことを発表していただけると、保護者の皆さんの中での噂話で広がることなく伝わるんじゃないかなと思いました。

【教育長】 私も3月1日に、西多摩地域の小学校で編集された「多摩子ども詩集」ができました関係で、あきる野キララホールで開催された「多摩子ども詩集」の会に行っていました。1年生から6年生まで、その「多摩子ども詩集」に作品が載ったお子さんたちを励ます会というもので、かなり保護者の方も多く来られていました。また、ことしはその後、五小の元校長だった先生から講評していただきました。また、友田小学校の児童の吹奏楽部の十数名、1年生から3年生の部、4年生から6年生の部と2回あるんですけど、2度演奏していただいて、すごく雰囲気盛り上げたと思います。

卒業式の方が、青梅の場合はどうしても議会の予算委員会と重なるということで行けなかったのですが、土曜日でしたので東小・中だけは行かせていただきました。非常に礼儀正しい姿勢で児童・生徒が臨んでいたというのが、すごく印象に残りました。

【委員長】 雪が2回2週にわたって降り、私の家も約1メートルぐらい積もったんですけども、三中の体育館の件はありますけれども、総体として大きな事故、特に児童・生徒に関してはなくてよかったなという印象を強く持ちました。

きょうは今年度最後の定例会になりますので、充実した会にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、委員長報告を終了いたします。

【非公開案件の扱いについて】

【委員長】 続きまして、教育長報告に入る前に、案件審査の非公開についてお諮りいたします。

報告事項2の第一小学校体育倉庫火災に伴う処分については、人事案件であることから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第6項及び同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

なお、本件は議案審議の後に行います。

(2)教育長報告

1 青梅市スポーツ推進計画に関する青梅市教育委員会の意見聴取の回答への対応について(総務課)

【委員長】 それでは報告事項1、青梅市スポーツ推進計画に関する青梅市教育委員会の意見聴取の回答への対応について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、青梅市スポーツ推進計画に関する青梅市教育委員会の意見聴取の回答への対応について、ご説明いたします。

報告資料1をごらんいただきたいと思います。

このスポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第10条第1項にもとづいて策定するものであり、同条第2項により、「特定地方公共団体の長が、地方スポーツ推進計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならない」とされております。このため、市長部局から教育委員会に意見を求められ、教育委員会におきましては昨年10月10日および11月7日の教育委員会で協議を行い、6項目の意見をまとめ、11月8日付で市長へ回答しておりました。今回はその6項目の意見に対し、市長から回答があったものであります。

具体的な回答内容につきましては、お目通しいただきたいと思います。

今後の計画策定に当たっては、回答内容に沿った対応になるものと考えます。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。それでよろしいでしょうか。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市立第四小学校屋内運動場改築実施設計の完了について(施設課)

【委員長】 次に、報告事項3、青梅市立第四小学校屋内運動場改築実施設計の完了について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、青梅市立第四小学校屋内運動場改築実施設計の完了につきまして、ご説明させていただきます。

ご配付させていただきました報告資料3をごらんください。報告資料3にもとづきまして、1/7から7/7まで図面を用意してありますが、前回と違うところ、ご意見があったところにつきましてご報告をさせていただきます。

本日お配りさせていただきました資料は7枚ございまして、最初に1/7でございまして、現状のグラウンドと校舎が描かれております。ここについては何ら変更ございませぬので、次の2/7の図面をごらんください。

ここにつきましても変更はないんですが、加えたところがございまして。左側、01から05までの詳細の面積が記入されております。01番が床面積でございまして、①②③④という数字につきましては981.04、これが屋内運動場の面積で変更ございませぬ。

02番の屋内運動場の建築面積ですが、屋根部分がかかってくるものですから、屋内運動場の1番の面積よりも多い1,041という数字で示されている面積でございまして。

03番につきましては、渡り廊下の建築面積でございまして。

04番が、飼育小屋と書いてありますが、これは図面上でちょうど真ん中あたりに③と書いてある飼育小屋、校舎の前あたりに、大きさが4メートルの2メートルと書いてありますが、これは移築する飼育小屋をここに示しているものでございまして。

05として、受水槽ポンプがございまして。この面積につきましては、右側の大塚山公園という文字の右側に申請建物一覧とありますが、ここに示されている面積と同じものでございまして。また後でご参照いただければと考えております。面積等は、以前にお伝えいたしましたものと変更はございませぬ。

次に、3/7でございまして、ここで幾つか変更点がございまして。まず、図面上でいきますと、左側の道路の絵が書いてあるところとございまして、住宅と書いてある四角い建物が左側のやや上にあります。その下にいきますと、そこが入り口、駐車場になります。このスペースに4,500という数字が一番左にございまして、太くなっております。その上に、400と300の間に800という数字が記入されておりますが、住民の方が通路として通る扉がそこに設けられているということでございまして。下の方にいきますと水路の絵がかいてあります。水路というのはちょうど真ん中に書いてあるんですが、その800の下を見ますとフェンスと書いてありまして、そのフェンスの下に門扉Bというのがあります。ここは水路でございまして、住民の方が自由に通行できるような形に今なっております。ここに門扉が道路側につくということで、ここを通行できなくなるということがありますので、800のところと門扉をつけて、施錠しないで自由に通行できるという形をつくっております。

右側、建物に移りますと、廊下と書いてあるところから下にいきますと、スロープと書いてあ

る学校からつながるアクセスがあります。1/18というのは勾配でございますけれども、ここがバリアフリーの廊下になります。学校側から出まして右側に曲がりまして、また左に曲がって真っ直ぐ玄関に突き当たる。この入り口、学校側のスロープが1カ所になりました。ここを整理させていただきました。ここが水路の上を通過するものですから、一般の方が通行できないということがありますので、屋内運動場の外側にスロープDというのが右側にありますが、その先にスロープEというスロープを新たにつくりまして、スロープEから屋内運動場の外側、水路の脇を歩いて霞川の通路の方に行けるようなアクセスということで、住民側に配慮したスロープをここに作成するというような形で実施設計を改良しております。

このアクセスを設けたというのが、このページの変更点でございます。

次に、4/7をごらんください。ただいま申し上げましたスロープでございますが、03という真ん中の立面図をごらんいただきますと、水路からスロープを設けて上にあがるフェンスが描かれております。ここが住民の方が通る通路という形になっております。

そして、この屋根の勾配でございますけれども、以前ご紹介したときには切妻屋根は高層部の屋根だけでしたが、低層部の屋根につきましても切妻屋根になりました。01の図面を見ていただきますと、高い屋根が3/10の勾配、低い屋根の方は平らな陸屋根だったものが勾配屋根になりまして1/10の勾配でございます。この勾配をつけて切妻屋根にするということで、変わってきております。

01の右側に、学校からアクセスするスロープが書いてあります。渡り廊下と書いてあるところがそうです。

02としてある絵は、霞川から見た絵でございます。霞川から見ると天井の部分、屋根の下の部分に窓が2つありますが、これは風を入れる、自然の通気をよくするために排煙窓、オペレーターつきで内側から開けられるような窓をそこに設けております。

その下、横になっている窓が見えますが、舞台の後ろ側はガラス戸になっておりまして、横に線が書いてあるのはフィックスのはめ殺しの窓です。その下の矢印みたいに書いてあるのが、引き違いの窓になっておりまして、風通しもできますということで換気、光取り（採光）の部分を考えたという絵になっております。4/7は以上でございます。

5/7は変更がございませんので、次にまいります。

6/7をごらんください。ただいまご説明を申し上げました低層部の屋根が前面にあります、右側が城山通りでございます。そして駐車場を経て、入り口にスロープがあって、入ってまいります、階段もございまして、その屋根について低層部の屋根を切妻にしたので、上に明かりとりを設けたという形であります。

それともう一つ、低層部の屋根の左側に長細い窓みたいな形をしているものがありますが、そこはその屋根の清掃等に使う出入口でございます。そこに出入口を設けて、ギャラリーから出入りできるような形で入り口を設けたということでございます。

これが鳥瞰図ちょうかんずとなってございます。でき上がると、もう少し色がついてきれいな形になってく

るかなというふうに思われます。

それでは7/7、最後でございますが、これも何ら変更ございませんが、入り口から中を見たところでございます、大塚山、霞川を望むところには、ただいま説明を申しあげましたフィックスの窓と引き違いの窓がついている。両サイドは明かり取りの窓がギャラリーのところにあるということで、フルバスケットコート1面、そして学校側から要望がございましたバドミントンコート3面をとれる、舞台を設けた屋内運動場ということで、実施設計を完了させていただきました。

これにつきましては、平成26年度第1回市議会予算委員会の議決をいただきまして、26年度になりましたら発注できるよう、ただいま準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 低い方の屋根が切妻になったというのは、この間の雪が関係しているのかということ、それから三中は想定2.5倍の荷重がかかったというふうに言われていますが、今回のこういう想定というのは、十分に余裕があるものでしょうか。その2つ。

【施設課長】 一つ目の屋根の勾配でございますが、当初ご配付させていただきましたものは陸屋根になっておりましたが、理事者に説明したところ、陸屋根だと雨漏りする危険性があるので勾配屋根がいいだろうということで、実施設計の中で変更していくというふうなことで進めていたものです。今回の雪ということではなくて、現実的にどうしても防水をしなければいけないというのがあって、経費もかかってくる。勾配屋根が、ベストか、ベターかはわかりませんが、理事者の方から指示がありまして、その指示にもとづいて変更したということです。

もう一つの積雪でございますが、第三中学校は積雪30センチで荷重計算をしたというのが建築基準法でございますが、後に今はほぼ40センチになっているんですが、この40センチという想定の中では何ら変わりません。ただ、ご質問がございました60センチにつきましては、十分にその荷重が耐えられるかどうかということで検証をいたしましたら、60センチの積雪につきましては、平米30ニュートンかかるということの基本をいたしまして、長期的にはだめだけれども、中期、短期はOKだということが出ました。中期、短期というのはどういうものかといいますと、中期というのは1カ月です。1カ月この積雪があって、雨がかかってもOKだと。ただし、長期はNGだという診断結果が出ておりますので、十分耐えられるというふうに考えております。

【委員長】 前もたぶんご説明していただいたと思うんですが、水路の上に蓋があって、いわゆる暗渠になっていますよね。住民の方が通りやすいような工夫をいろいろされているんですけども、住民の方からは幾つか要望が具体的には出ていたんですか。

【施設課長】 住民の方からは、直接、水路の上を通してくれという要望はありません。ただし、水路の管理が東京都でございます、青梅市としてはそこを塞ぐ、塞がないということができないんですが、塞いだときに住民の方から、何ら通路として問題なかったものを塞いだということ

で不服が出てくるというふうなことが考えられるので、現状どおり歩けるようなものをつくっておいた方がいいのではないかという意見が委員会の中からも出ました。そういうようなところで、後々そういうところを配慮していこうということで、実施設計の中で検討いたしまして、図面の中に描いていただいて実施するということです。

【委員長】 現状に倣った形で行ったということで理解すればよろしいでしょうか。

【施設課長】 水路は学校からのスロープで遮断されてしまいますので、その代替えという形をつくったということでございます。

【委員】 小学校とかでよくあるんですが、ここも体育館の横に農園があるんですけども、たぶん子どもたちが何かを植えたときにお水をあげるのに、いつも水道から汲んでいるのをあちこちの学校で見ている、せっかくだったら雨水のタンクでもあったら、そこからも水を汲むことができるのになと思っていました。今回は農園のところ自体にそういう水の設備があるのか、もしあればそれが使えるんだろうと思うんですが、せっかく勾配屋根なので、何か一つタンクみたいなものがあると、お子さんたちが水を汲みにいくのも楽でいいのかなと思いました。

【施設課長】 農園につきましては、東京都の都水を使うということで散水をしていただいております。学校側からは何らそういう要望が出ていなかったということで、今回は設置をしておりません。

【委員長】 これも前伺ったのかもしれませんが、照明関係はどういうふうになっているのでしょうか。

【施設課長】 照明につきましては、アリーナのところにLED照明をつけるような形で設置を考えています。

【委員長】 幾つかの変更点について具体的なお話をいただきました。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の廃止について(施設課)

【委員長】 次に、報告事項4、青梅市立第四小学校屋内運動場改築検討委員会設置要綱の廃止について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 この要綱につきましては、報告資料4をごらんいただきたいと思います。

廃止の理由でございますが、この要綱につきましては、第四小学校の屋内運動場改築に当たりまして必要な事項について検討を行うため制定したものでございますが、平成25年3月31日本要綱第7項の規定にもとづきまして、報告完了後、この要綱を廃止しようとするものでありました。しかし、実施設計の中で大きな変更点等が出てくるというようなこともございまして、このご報告が本日になったということでございます。

なお、この報告完了というところでございますが、本要綱では教育長へ25年3月31日に報告をしたということで、報告を完了したということでございます。

この廃止につきましては、平成25年4月1日となっておりますが、本日のご報告とさせてい

たきます。

以上でございます。

【委員長】 廃止期日は25年4月1日ということで、報告はきょうされたということで理解してよろしいですね。

説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 全国学力・学習状況調査 偏差値の推移(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項5、全国学力・学習状況調査 偏差値の推移について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、全国学力・学習状況調査 偏差値の推移について、ご報告いたします。

前回の教育委員会定例会では、東京都の学力調査について平均正答率の東京都との差をグラフ化し、お示ししましたが、全国学力調査につきましては、集計結果に標準偏差が示されていることから、今回一つの見方として学力偏差値を算出し、グラフ化いたしました。この偏差値は、教科ごとのテストの難易度に左右されず、全体の中でどのくらいの位置にいるのかあらかず指標として活用されているものです。

それでは、報告資料5の上段の小学校のグラフをごらんください。平成22年度から平成25年度までの偏差値を、左から国語A、国語B、算数A、算数Bの順で、青梅市、東京都のままとりとして示しております。東京都の偏差値が安定しているのに対して、青梅市の結果が年度によりばらつきがあることがわかります。また、下の中学校の結果を見ていただくと、小学校に比べて安定していることがわかります。

偏差値につきましては、得点分布が正規分布のときに有効であることから、あくまでも参考の資料として活用してまいりたいと考えております。

なお、裏面には偏差値の計算式と小学校分の元データを示しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

前回、東京都のものをご配付いただきました。今回は全国の学力・学習状況調査の関係について資料をお配りいただきました。

これは例えば4月からの学力推進委員会の方にどういうふうにご利用されていくんですか。

【教育指導担当主幹】 この結果を、直接委員会の方に資料として出すかどうかというのは、まだ決定はしていないんですけれども、一つの見方として、年度ごとにこんなふうな推移があるということは、前回の東京都の結果とあわせて知らせていく必要があるとはとらえておりますので、今後どのような資料提供をしていくのか、また年度が改まったところで検討していきたいと考えております。

【委員】 どういうふうに見ようかというふうには思っているんですが、算数Bの青梅の平成22年というのは、大変成績がいいといえますか、これだけが何か突出していて、あとは同じような、逆にいうとちょっと低めに安定しているという感じなんです、何かこれには理由がわかっているのか。逆にいえば、ここになっていただくのが目標なわけですので、一回達成したことがあるというのは何か心強いなという気もしたんです。それが一つと、それからこれは学校別でも出るんですか。

【教育指導担当主幹】 まず、算数Bの平成22年ですけれども、この分析については特段しておりません。ほかの状況を見ますと、やはりここだけ特殊だったのかなというふうにとらえられると思います。

それから、学校別につきましても、ちょっと確認をしないとはっきりしないんですけど、その標準偏差という数値があらわされているかどうかによりますので、おそらく出ていると思いますので、出せるとは考えております。

【委員長】 この数字だけ見ますと、大変不安な数字に見えるので、やはりこの資料を出すときは、簡単な解説でいいんですが、できるだけよりわかりやすいような形にさせていただけるとありがたいと思います。その活用も含めてご配慮をぜひお願いできればと思います。

今後、継続的に毎年こういうふうな形で推移をたどっていくというのは、事務作業的にはかなり難しい部分があるのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 このデータを集計すること自体は大きな作業ではなくて、あくまでも全国の学力調査の結果の一つのデータとして標準偏差というものが示されるものですから、それを入力していけば出すことは簡単にできると思います。

【委員】 偏差値というと、受験のときに自分がどの辺にいるのかというのを見るとしか使ったことがないので、これが青梅の小学生の数値だよというのが、どう役立つのかというのが私自身はよくわからないんですが、これは偏差値で出すのがいいのか、今まで見せていただいたようなポイントで見の方がいいのか、その辺ちょっと、素人なので教えていただければと思います。

【教育指導担当主幹】 確かに、見方はどちらがいいかというのははっきりしないところがございます。ただ、この偏差値で見るよさというのは、先ほどちょっと触れたんですけども、年度ごとの難易度というんでしょうか、平均点が年度ごとに違ったりしても、この偏差値で示すことによって、平均は50というところに規定しますので、そこからどれだけ離れていっているかという見方ができます。それから、教科によっても平均点がいろいろ変わってくるんですけども、この偏差値をとることによって、教科ごとの違いを均一化して、算数と国語、どちらがいいのかとか、そういう比較にも、単純な平均点で見るよりは、こちらの方が見やすいということがあります。ただし、あくまでも正規分布のデータに関して、これが成り立つということもありますので、その辺はこちらとしてもあくまでも参考として見ていこうと考えているところです。ただ、今後、青梅市としてどちらのデータ、またはどんなふう to それを活用していったらいいのかとい

うのは、まだまだ研究するところがありますので、よく検討していきたいと考えております。

【指導室長】 補足としては、平均正答率については、やはり設問ごとに載っていますので、どこが弱いのか、どこが青梅市の子どもたちが力がまだついていないのかという具体的な状況がよくわかります。ただ、これを偏差値であらわしますと、国語のAとかBとかいうトータル的な推移でしかありませんので、偏差値で全体的な力を確かめた上で、具体的には設問ごとの平均正答率をよく分析をして、国語でいえば書くことが弱いのか、読むことが弱いのか、そういったところを学力推進委員会とか授業改善推進プランに活かしていく方向かなと、今は考えております。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

6 平成26年度社会教育事業年間計画について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項6、平成26年度社会教育事業年間計画について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 初めに、恐れ入りますが、資料の差し替えをお願いいたします。あらかじめご配付をさせていただきました資料6の中に矢印、事業名が記載されているんですが、一部切れて表示ができていないものがありましたので、本日机上にご配付させていただいたものに差し替えをお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、報告資料6にもとづきまして、平成26年度社会教育事業年間計画について、ご説明をさせていただきます。

社会教育関係各課・各館の年間スケジュールを記載しております。記載内容は、実施の内容、それから時期、その辺を今後調整しながら進めていく予定でございますので、計画の概要ということでご承知くださるようお願いいたします。

それでは、社会教育課が実施する事業から順次ご説明させていただきます。

表の左側から2列目に会場、その右隣に四半期ごとの実施事業を記載してございます。

初めに、市民センター・市民会館を会場とする事業ですが、幼児教育は各市民センターにおいて親子を対象に8回から12回程度の連続講座を開催いたします。

次に、少年教育につきましては、アートスクールや料理教室などを小学生を中心に実施する事業であります。

郷土を知る事業につきましては、「ぶらり歴史散歩」と題して、文化財保護指導委員に各地区の文化財や史跡等を案内していただく事業です。

次に、講演会につきましては、市民会館を会場とした大規模な講演会を3回計画しております。2回は青梅佐藤財団との共催により、青少年の健全育成をテーマとした講演会を、もう一つはスポーツ関係者を講師に招き、スポーツの普及や子どもの競技力の向上に役立てるとともに、地域の活性化にもつなげようとするものであります。

1行飛びまして、その下の市民会議委員企画講座であります。生涯学習推進市民会議の委員さんの企画による講座でございます。

次に、掌理団体ですが、市民合唱団、児童合唱団および青少年吹奏楽団の定期演奏会等、それから3団体合同のファミリーコンサートを市民会館で開催いたします。

次に、ふれあいセンター等を利用する事業であります。釜の淵市民館および釜の淵公園を会場とする生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭を5月10日・11日の2日間開催いたします。なお、この釜の淵新緑祭では、中央図書館主催のおはなし会を旧宮崎家で開催する予定です。

次に、少年教育のヒップホップダンスですが、平成25年度からの引き続きの事業でありまして、この学習の成果を釜の淵新緑祭で発表する予定です。

次の、夏のサイエンスラボは、佐藤財団との共催で小学生を対象に夏休みに実施いたします。

次に、総合高校共催講座ですが、夏休みに高校生と一緒に和太鼓をたたいたり、琴を弾いたりする講座を予定しております。

また、理科教室を産業観光まつりで、大学との共催により開催する予定です。

次に、佐藤財団との共催事業の文化体験になりますが、親子でさまざまな体験をしていただき、3月にはその体験教室で作成した作品の展示会を中央図書館で開催いたします。

次に、高齢者対象講座としてスケッチ教室を開催いたします。

次に、農業・食育体験講座ですが、旧畜産試験場を会場として、土づくりから収穫までの農業体験講座を親子を対象に開催いたします。なお、この事業は東京都農林水産振興財団および青梅食育クラブとの共催で実施いたします。

次に、青少年リーダー育成研修会ですが、宿泊研修を含む8回の研修会を実施いたします。

次の体験教室につきましては、青少年委員協議会との協力で、年2回実施するものです。

次に、市役所・福祉センターを利用した事業ですが、俳句コンテストは小・中学生を対象に募集し、表彰作品を市役所1階ホールに展示する予定です。

次に、国際理解講座ですが、佐藤財団と共催で小学校4年生から高校生を対象に、年間を通じ開催いたします。また、青梅に在住する外国人を対象に、日本語講座を開催いたします。

次の古典講座および女性対象講座は、連続講座を予定しております。

次に、市民大学ですが、各分野の少し専門的な内容の講演会を実施したいと考えております。

次に、その他および会場未定の事業ですが、家庭教育講演会や国際文化体験講座、成人を対象とした各種講座について、内容によりそのつど施設を選定したいと考えております。

次に、子ども体験塾ですが、福生市、羽村市と合同で行う事業で、今年度は「こどもひこうき展一作ってみよう、飛んでみよう」を開催する予定です。

次に、小学校で実施する放課後子ども教室、平成26年度は実施校を1校ふやし、9校で実施いたします。

それと、小学校の入学説明会に出向きまして、社会教育委員が提唱する家庭のスローガンの啓発を行います。

次に見学会ですが、佐藤財団との共催で年2回、科学施設の見学会を実施いたします。また、

夏休みにはプラネタリウムの見学会を実施いたします。

最後に、生涯学習だよりを年4回発行することにしております。

裏面をごらんください。上から順にご説明いたします。

まず、市民会館で実施予定のものは、市民劇場と市民映画会をそれぞれ年4回実施するほか、文化祭等の展示を予定しております。また、平成26年度は文化奨励賞受賞式にあわせ、3年に1回の発表会の開催の年に当たりますので、12月に24年度・25年度、それと26年度の受賞者の発表会を開催いたします。

次に、博物館では、開館40周年記念の企画展「青梅鉄道展」を開催いたします。また、鉄道展にあわせた講座も予定しております。

そのほか、企画展が2回、新収蔵品展、郷土のあゆみ展、子ども体験塾の発掘事業や展示に伴う講座を実施予定です。

次に、美術館では、展示事業として特別展「開館30周年記念館蔵日本画名品選花の色風の音」を開催いたします。また、その他の企画展や明星大学卒業・修了制作選抜展、青梅市小学校造形作品展を開催いたします。

次に、教育普及事業として、講演会、コンサートの開催を予定しております。

なお、市民会館、博物館、美術館の3館では、統一テーマを設け、3館合同で連携した文化事業を計画しております。

次に、中央図書館では、職場体験司書実習として、中学生、高校生、大学生を受け入れる予定です。

次に、ブックスタート事業として、健康センターへ3カ月児健診に訪れる保護者に本の紹介をいたします。

次に、展示といたしまして、企画展示を年6回、テーマ本展示を年12回展示いたします。また、年に1回特別展示を多目的室において、本だけではなく原画等の展示を実施いたします。

次に、本や紙芝居の読み聞かせを実施するほか、読み聞かせをする方のための学習会を開催いたします。

次に、教室・講座・イベントとして、工作手芸教室を年3回、論語講座につきましては佐藤財団との共催で開催いたしますが、26年度は小学生を対象としました講座を新たに実施いたしません。そのほか、他の部署との共催講座や映画会、講演会も実施する予定です。

平成26年度社会教育事業年間計画の概要につきましては以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

すごい量の計画ですね。何かリーフレットのようなものに1冊になって、4月早々に全体像を市民の方が見られるというのはいないんですか。

【社会教育課長】 あくまでも予定ということで、なかなか実態として確定している事業はそれほど多くございませんので、現在としてはそういうものまでは出しておりません。

【文化課長】 本日お手元にお配りいたしました美術館のパンフレット、これは年間の事業計画

を市民の皆さんにご周知するためのものではございます。

【委員】 細かいことで恐縮なんですけれども、私の考えですけど、美術館の方で特別展というのがありますね。「開館30周年記念館蔵日本画名品選」とあるんですが、美術館にあるものはみんな名品じゃないかなと私は思っているんで、こういう名称はどうかなという思いがするんです。

【文化課長】 ありがとうございます。確かに名品という自負を持って美術館は作品を収蔵させていただいておりますので、すべてが名品であるという委員のご指摘はごもっともでございます。その中でもさらに選りすぐりの約30点、これを30周年を記念してぜひ市民の皆さんにごらんになっていただこうと、そういう企画のもとに行う特別展でございます。

【委員長】 最近、丸山動物園に代表されるように、美術館とか博物館も含めて、いわゆるバックヤードをどう見せるかというのが、今かなりいろいろなところで検討されています。本市の美術館というのはそんなに大きくないので難しいとは思いますが、展示作品だけでというと、なかなかスペース的にも時間的にも厳しいものがあるし、やはり子どもたちが将来に向けていろいろなものに興味を広げていくような企画というのが、表も裏もあわせて、持っている資財をできるだけ有効に活用していく、そういうふうな企画展なんかも今後いろいろなところでまた研究していただけると、大変ありがたいなというふうに個人的には思っています。

【文化課長】 今の委員長のご意見ですけども、かなり前から、収蔵庫の展示をして見学者の方に見ていただこうと、そういう試みというのがかなり流行った時期がございました。現実的に、五日市の郷土博物館などはそれをもう10年以上前から実践をされています。ただ、どこの博物館もそうなんですが、収蔵庫がいつぱいな状態で、人さまに見せられるような整理がなかなかつかないという現実と、やりたいんだけどできないというような実情もある中で、今のご意見を貴重なご意見として、研究をしていきたいと思えます。

【委員長】 子どもたちのキャリア教育の観点からも、いろいろな魅力ある職業が実はあって、自分たちはごく一部しか見ていないんだということがわかってとってもいいと思うし、収蔵品の修復とか、きちっとした作品というのではなくて修復をしている様子の展示とか、いろいろな展示の仕方が実はあるんじゃないかなと最近よく思います。また、研究をさせていただいて、美術館の方の委員さん方にもいろいろな形で相談していただけたらうれしいなと、一市民としては思っています。

【委員】 すごく個人的なんですけど、論語講座、実は私、去年の入学式、卒業式の告示・祝辞で論語が出てきたので、興味を持って、佐藤財団でやってくださった小学校部門に、息子と1年間通わせていただいたんです。すごくためになったし、楽しかったし、講師の先生もすばらしい方だったんです。大人の部門はもういつぱいでキャンセル待ちだということなんですけど、小学生部門は本当になら空きで、2人、3人のときもありました。どうしても青梅市全体、いろいろな企画展なんかでも、年配の方の参加者はすごくたくさんだけれども、小さいお子さん連れとか、小学生ぐらいの忙しい若いお母さん、お父さんたちの企画というのは、割と少なかったりします。今回、小学生の部と一般の部を同じ日に開催することになったというのを伺って、キャンセル待ちをし

ているおじいちゃん、おばあちゃんたちに、ぜひお孫さんを連れてきてくださいというふうに言ってふやしていただけたらなと思いました。

それから、改めてこうやって見ると、こんなにたくさんいろいろなことをやってくださっていたんだと。私も参加させていただいているものも幾つもあるので、これを全部まとめていただくのは本当に大変なことだなと感謝いたします。

中央図書館の方でのおはなし会、たくさんのボランティアの方なんかも出てくださっているんですが、小学校の放課後子ども教室で、そういったおはなし会の方たちと横のつながりを社会教育課の方でつくっていただけると、うれしいなと思います。

【中央図書館管理課長】 前半の方の論語講座の関係ですが、従来、佐藤財団さんがやっていたものを、今度は後援ということで私どもがやらせてもらうんですけれども。キャンセル待ちということですが、早い者順という申し込みを今年度やったんですが、ちょっといろいろありそうなので、26年度につきましては、はがきとかで公平性を確保するような形で実施したいというふうに考えてございます。

【社会教育課長】 放課後子ども教室に関しましては、本当にこちらとしてもより多くの、それこそたくさんボランティアさんに来ていただくことを望んでおります。当然、情報等を教えていただければ、すぐにでもご相談にのりたいと思いますので、ぜひそういう方のご紹介をお願いしたいと思います。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市美術館運営委員会会議録(文化課)

イ 青梅市民会館運営審議会議事録(文化課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【文化課長】 もう一枚お手元に、追加資料というか差し替えということで、生涯学習事業実施結果を配付させていただいております。文化課の2段目、市民映画会3. 1(土)を(日)としてしまいましたので、差し替えをお願いいたします。

【委員長】 それから、美術館運営委員会の会議録の中で、収蔵作品の扱いについていろいろのご意見が出ていると思います。これは、私もそう感じたことがありますし、ほかの市民の方からいろいろな意見が出ていますので、いろいろな観点で、この委員会の中で今後のあり方につい

て、展示方法も含めて、よい活用方法をぜひ検討していただけるとうれしいなと思います。

【文化課長】 今のご指摘のとおり、第2回美術館運営委員会会議録をお手元にご用意させていただきましたけれども、各委員さんから美術館の展示に関する非常に貴重なご意見をいただいております。毎回非常に実のある運営委員会をさせていただいております。これは検討させていただいて、今後の美術館のよりよい展示事業につなげてまいりたいというふうに考えております。

【委員】 ○○先生の展示室をつくるのと、それが小学校の造形展に何か影響を受けるのかとか、そういうあたりがちょっと読んでいると心配は心配なものですから、よくご検討いただきたいなと思います。

【文化課長】 小学校の造形展は、本当にたくさんのご父兄を初めとする見学者の方に来ていただきまして、1点でも多くの作品を美術館の方でも飾らせていただきたいというふうに考えております。ただ、第1展示室・第2展示室の第2展示室の方が、小島善太郎美術館の展示スペースも兼ねておりますので、その辺のところでもどうしても若干ここを圧迫するようなことがございます。これは今後検討課題ということで、美術館としてもできるだけ多くの小学生の作品を展示できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

【委員長】 ビエンナーレがまたありますのでぜひ。応募数が減るとか、少なくなるとか、なかなかどの展覧会でも似たりよつたりの状況がありますが、できる範囲の広報を頑張ってください、お願いしたいと思います。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

1 平成26年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成26年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議事項1、平成26年度青梅市教育委員会教育施策の概要について、説明をさせていただきます。

協議資料1をごらんいただきたいと存じます。

平成26年度の教育施策の概要につきましては、表紙に記載のとおり、青梅市教育推進プランもあわせて掲載しております。このため少々厚みのある冊子となっております。

表紙から2枚おめくりいただきますと、1ページ目に教育目標が、次の2ページから9ページまでに五つの教育方針を記載してございます。こちらにつきましては、去る2月6日の教育委員会定例会でご決定をいただいたところでございます。本日は、11ページ以降に平成26年度の主な教育施策を、基本方針1から基本方針5にわたりまして項目を列記させていただいております。基本方針ごとの項目は、11ページの四角でくくっております「1人権教育の推進」から始まり、少し飛びますが、19ページの「11スポーツに関する市長部局との連携」まで、合計39項目ございます。これらの項目ごとに、さらに各施策がそれぞれの項目の下に記載してありまし

て、合計で162施策となっております。

12ページをご覧いただきたいと存じます。「7いじめ、不登校問題への対応」で説明させていただきますと、施策の頭に☆印がついている施策は新規施策であり、◇がついている施策は重点施策、または拡充施策をあらわしております。また、他の施策も含めまして、19ページまでに記載しております施策は、事務点検評価の対象となるものでございます。

なお、ページ数が記載されている施策は、そのページに詳細を掲載しております。

次に、21ページをご覧いただきたいと存じます。ページ数が記載された重点施策および新規施策の合計56項目の事業内容等につきまして、21ページから76ページまで記載させていただきました。21ページでご説明させていただきます。

ページごとに一つの施策を掲載し、中ほどに事業の目的および事業内容を記載しております。また、下段には年度ごとの目標達成の数値化として、事業期間や年度別仕事量、年度別目標達成率、さらに評価として年度別評価等についての各項目を表にあらわし、記載欄を設けております。

各項目の説明につきましては、21ページ一番下の部分に「項目説明」として記載しております。

恐れ入りますが、77ページをごらんいただきたいと思います。冒頭で説明させていただきましたが、今回の教育施策の概要につきましては、青梅市教育推進プランもあわせて掲載させていただきました。青梅市教育推進プランは有識者からの提言として、平成23年3月に作成したものであります。

恐れ入りますが、108ページの次にA3判の折り込んである資料をご覧いただきたいと存じます。左上に「教育目標・基本方針」とあり、その右に「推進プラン提言の柱」とあります。この部分から次の「提言の方向性」「具体的な提言」までが教育推進プランの内容となっており、この冊子の88ページ以降に詳細が記載されております。また、一番右に「教育施策との関連」とありますが、ただいまご説明しました各施策が教育推進プランのどの提言と連携しているかをあらわしております。

今後、各担当課は、これらの各教育施策の実現に向け、引き続き努力を重ねてまいる所存でございます。

なお、この内容の中に、誤植や改行のズレ等、訂正が必要な箇所がありますので、製本前に改めて確認を行いますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 まず、学力向上について、これから非常にいろいろな具体策が折り込まれていて、楽しみではないです。

一つは、これはある種の仮説にもとづいてこの施策が考えられたと思うんですね。例えば習熟度別とか、少人数クラスとか、放課後とか、サタデースクールをやろうかと。その仮説検証

のスタイルを貫いてほしいなど。こういうふうだと思ったから、こういう施策をやったら、その結果はこうなって、思っていたこととほぼ同じだったと。

それから、学年に応じてその中身が違うかなというところがあって、ちょっと前から言っているのは、習熟度で一番最初に頑張らなければいけないのは実は小学校2・3年生じゃないかとか、それも仮説なんですけれどもあります。学年ごとのそういう仮説というのがあって、それがどうなるのかなということで進んでいけたらなと思いました。

【委員長】 今のはご意見ですね。皆さんそれぞれ、自分で気がつかれたこととか、大いに言っていたらと思います。

26ページ、学力の推進委員会の方で推進委員会の構成が書かれていまして、小・中学校の教員が各1名というのは、小学校1名、中学校1名ということなのか、各校1名なのかというのがちょっとわからなかったんです。

【指導室長】 各校1名でございます。

【委員長】 そうすると、小・中学校長、副校長も各1名というのは、全員が入っているというふうにとらえていいんですか。

【指導室長】 こちらの方の説明が不足しておりました。学力向上アドバイザーは大学教授1名、純粋に1名ということです。それから、小・中学校長と副校長については、小学校から1名、中学校から1名ということで、管理職については全校ではございません。代表ということになります。教員については、各校から1名ずつという形をとります。

【委員長】 あと27ページの学力向上5カ年計画です。25年からスタートして、ことしは2年目ということですので、ことしを入れても残り4年間、どういうふうに順次進めていくかというのが、少しスピードアップするか、具体的に何か絞ったものをきちっと検証しながらやっていくのか、その辺のスタンスが問われる話じゃないかなということを感じました。

【委員】 大筋において、これまでもやってきたことですので、理解はできましたし、これでいいと思います。

またまた末梢のことで言わせてほしいんですけども、この冊子の後に「用語の解説」というのがあります。その119ページ「夕行」に「中1ギャップ」とあるんですが、社会的にも問題になっているところですが、中1ギャップの解説は、これは中1ギャップの解説ではなくて、それから付随する結果として起こりやすいことを言っているもので、本当は違うんだなという感じがするんです。ですから、小学生から中学校1年生になったとたんに体験するとか、直面する小・中の指導上の差異、これがギャップなんであって、いじめが急増したりするのはその結果なんです。だから、ちょっと違うんじゃないかなと思っているんです。

これはもう何十年も前から取り組んできているんです。結節期といって、小学校と中学校をどうつなぐかということで努力してきた結果が、こういう結果になっているんです。だから、ギャップの意味はこれと違うと、そういうことです。

【指導室長】 ありがとうございます。今、〇〇委員に教えていただいたとおり、ここのところ

は確かに指導上のやり方や方法論が違うということが大きなところになっています。それが118ページにある小・中学校一貫教育にも当然反映されていかなければならないということで、この文章についてはもう一回見直しをさせていただきたいと思います。

【委員】 学力向上パートナーシップ事業の中に、放課後の学習教室というのがあって、後で説明があるかもしれませんが、サタデースクールというのがあるんですが、これは棲み分けというか、それぞれの意図するところというのはどうなっているんですか。

【指導室長】 今回、26年度につきましては、学力向上パートナーシップ事業の対象になっている二中校区というのが対象校の一つなんですけれども、サタデースクールについては教育課程外で実施いたしますので、学校で計画的に行う学力向上パートナーシップ事業としての学習とは切り離れたものとしてお考えいただければと思います。棲み分けという点で相対的にとらえれば、当然それも基礎・基本の習得の底上げというところで、地域の力を利用してということになるかと思いますが、学校での教育課程はまたしっかりとそのプログラムの中で行っていくという形で、双方を子どもたちがそれぞれ、それをもとにして学力をつけていくというような考え方をしていきたいと思っております。

【委員】 何となく同じようなことを重複してやってしまうともったいないなと一瞬思ったので、お聞きしました。

【指導室長】 サタデースクールについては、逆にいうと学校で活用している教材とは別のものを使っていきたいと思っています。例えば小学校5年生の子どもが、学校では5年生の教材を使っているわけですが、サタデースクールでは3年生や2年生の教材を使う場合もあるということだとらえています。これが教育課程外でやる一つの強みかなと思います。

【委員長】 また、小・中一貫教育のところ、私、何回も口をすっぱくして言って申しわけないんですけれども、本当に小・中一貫になっているかというところを、やはりもう一回問い直してみる必要があると、私は思います。先ほどの偏差値の資料を拝見すると、中学校はまあまあ少しづつ安定して伸びているというか、そういう実感が見えているんですが、小学校はかなり難しい状況があるというのが改めてわかったし、先ほど中村委員がおっしゃったように、調査を受ける学年よりどれくらい前の学年からきちっとケアをしていく必要があるか。そういうことも含めて、小・中一貫の9年間をどうした指導計画をしていくか、もう一回きちっと各学校ごとに検討されて、それぞれの実態に合った具体策を行い、それについて検証を重ねていくという時期に入ってきているんじゃないかなという感じがいたします。

【指導室長】 小・中一貫教育では、学力が非常に大きなポイントですが、学力以外もいわゆるいじめの問題ですとか、生活指導上の問題もありますが、学力につきましては、今おっしゃっていただいたように、全国の学力調査ですとか、東京都のものをぜひ活用しながら、9年間を見通したもの。実はきょうお出しした先ほどの統括の資料でも、平成22年度の全国のテストを受けた受験者は、実はそこに示されている25年度の結果でもあるんですね。そのとき小6だった子は、25年度は中3です。ですから、そういう形で追いかけていながら、どういうふう

推移が変わっていったのかということも、ぜひ小・中一貫の中でいい検証材料にさせていきたいと思っています。

【委員】 主な事業内容のところで、年度別目標達成率というのは、その年度でどれだけできたかということだと思うんですが、仕事量の方は20%ずつになっていたり、100%になっていたりとかあるんですが、年度別目標達成率というのは、あまり記載されている項目が見つけれなかったんですが、どういったふうに見ればいいのかということをお教えいただきたいと思っています。

それから、ごくごく普通の主婦の感想みたいな感じですが、これだけしっかりいろいろやってくださっていて、思いがすごくたくさん詰まっています、丁寧に解説していただいているんだと思うんですが、例えば最初の基本方針が1から5まであるんだなというのが、最後まで見ないとわからなかったりします。これがたぶん減っていくというよりは、考えれば考えるほどどんどんふえて長くなっていくんだと思うんですが、基本方針の五つがもうちょっと単純に少ない言葉でパッと見開きで見られるといいなと。基本方針があって、その後、施策のところへいく。初めて見た人間が入りやすいのかなと。2ページと11ページを見比べながら読んでいくというのは、ちょっと難しいかなと思うんです。教育の専門家でない人間が見てもすんなり入ってくるように、どこかでコンパクト化をしていただくということも、何年か後には考えていただければと思います。

ただ、内容については本当にいろいろ考えていただいている、こんなにたくさん仕事があるんだなというのを拝見させていただいて、改めて感謝いたします。ありがとうございます。

【総務課長】 この年度別目標達成率ですが、その上の年度別仕事量についてはその年度にすべてやる場合は100で、5年間かけてやるんだとしたら1年間につき20というふうな表記にさせていただいているんですけども、過ぎた年度についても今空欄になっております。このままにしているのか、それとも表現についてももうちょっと、100%のものを例えば80に評価するのか、90か100なのか非常に微妙ですので、ちょっとここは事務局で考えさせていただきたいと存じます。場合によっては削除するか、表現の変更をするかということがあり得ると思います。

今回大変ボリュームがある資料になってしましまして、見やすさの工夫については例年ご指摘をいただいているところがございます。今回も、事務局としてはいろいろ工夫を重ねたわけではありますけれども、あっち見てこっちを見ないとわかりにくいという現実もありますので、そこはまた毎年毎年考えて工夫を重ねてまいります。

【委員長】 結局、基本方針5は何だったかな、推進プランの柱4は何だったかなと見なくちゃいけないというのは、やっぱりちょっと読みにくいかなという気は、正直私も持ちました。

【委員】 一つ要望ですけれども、給食の件なんです、給食センターにかかわるいろいろな充実を図っていくことはありますけれども、今、自校方式が行われているわけですから、その検証をどこかでやっていただいて、センターとの関連で将来どうなるのかと、そういうことの検討が必要だろうと思うんです。また、それは公にすると、いろいろ声が大きくなって、よくない面

もあるので、こういうところに載せるか載せないかは別として。でも当然やっていると思うんですけども、やっていくことの一つじゃないかと思うんです。そんなことで、だからそういう危険性があるというか、でもそういうことを手がけていってほしいという願いがあります。

【給食センター所長】 おっしゃられましたように、去年の9月から第二小学校の自校方式が始まりました。正直いいまして、まだ1年たっていない状況なんですけれども、ある程度時期を過ぎた時点で、やはり一回検証が必要かなというふうにとらえております。

【委員長】 検証というお話が出ましたけれども、事務量がふえるというふうに思われると、私どももお願いしにくくなるんです。ですから、今後のことをそれぞれの担当課の方で考えてやっていただければ、そういう視点も出てくるんじゃないかなというふうに個人的には思っています。

【教育部長】 給食の自校調理方式化というのは第二小学校でやっていますが、新たに学校を建てるときに、今後は考えていくという一応の方針はあるわけです。今回、先ほど所長が申しあげましたように、これから1年たとうとしますけれども、その中で当然自校の調理方式のメリット・デメリットにしてもそうだし、今回はまだアレルギー対応の問題もありますし、個々食器は自校調理場でできているという問題もあります。また、それとは別に、今年度いわゆる給食センターの統合問題について検討委員会の立ち上げを教育委員会の方でお認めいただいて、その委員会を立ち上げようとしているわけなんですけれども、そういう中でもいわゆる自校調理場の二小の状況を見ながら、新たな給食センターの統合問題についても、そこにそういう部分のメリット・デメリットをどう反映していくかとか、そういうこともフィードバックできる。そういうことで、今後の展開では、なかなか新しい学校を建て替えるというところでは、耐震が終わったばかりですからスケジュール的にはなかなか難しいんですけれども、その先の給食センターの統合という中で、いわゆる二小での状況をどう生かしていくかとか、そういう形での検討は毎年度行っていくという形では考えております。

【委員】 71ページに、小・中学校給水設備改修工事の実施というので、水道管の直結化というのがありますけれども、例えば普通だったら、受水槽があって、それを改修していきましょうという計画を立てるところを、受水槽の衛生面の話とか、あるいは受水槽のメンテナンスコストのことから、直結した方がいいというふうに都の指導もあって転換しているわけですね。それと発想を同じくすれば、次のページのオイルタンク改修工事の実施というのも、もしこのオイルタンクというのが、危険率として改修にそれなりのコストがかかるのであれば、こういうものを使わなくするという発想の計画の立て方というのものもあるんじゃないか。ここにおそらく実施予定とあるのは、ずっとそれをやっていくとしたら、法的に見てここでやっていかないと間に合わないよということだと思うんですが、前のページと同じような発想の計画もご検討いただきたいなと思います。

【施設課長】 ご提示いただきましたものにつきましては、給水につきましては28年度までの中であるわけです。飲み水を専用とするところは直接給水をするのですが、給水というのは、トイレの配水というものについては受水槽を使って高架水槽から流すということで、その部分に

はつないでいないわけです。飲み水を専用とするところについて、この給水工事を実施するというので、28年度までの負担金がございますので、そこまでに完結するというのでございます。次の72ページのオイルタンクにつきましては、委員から言われたように、長期的に法に抵触する部分が46年度まで続くということでございますが、第6次の長期計画の中では、暖房機の改修等を見比べると、暖房の熱風炉とかボイラーというものがここと直接関係してくるわけですから、こういうものも含めて長期計画の中で計画はしているんですが、実質ここにはお示しができないということでございます。

【教育部長】 直結給水の方は28年までにやれば補助金がつくというところで、うちの方としても予算をとりやすいということがあって、駆け込みでやっているところがあります。オイルタンクの方はなかなか補助対象にならないので、そこは財源の中で、計画としてはいわゆる粛々とやっていくということです。先ほど施設課長が申しあげましたように、もろもろ熱風炉の関係とか、施設全体の効率化の中で、前倒しできるものは前倒ししていくというような形で、実施計画の見直しの中では細部については考えていく予定にしております。

【委員長】 75ページに、三中の屋内運動場の件が書かれていますけれども、何か補足説明がありますか。

【施設課長】 備考の下の※のところですが、平成26年度3月時点での計画で、今後の協議・検討等により変更の可能性があるというふうに書いてありますが、あくまでもここにつきましては文部科学省の災害復旧制度という補助金を活用するために、なるべく早くするためにはどのような形ということで、一般質問で教育長が答えたとおり、今後さまざまな方法を検討して進めていくという中での一つの形としてここに示したということでございますので、これについて努力をさせていただくということです。

ただ、解体工事につきましては、3月28日に業者が決まりまして、6月27日までの工期で終了する予定でございます。それだけは決定いたしました。今後その中でどう進めていくかというふうな事業計画を、またははっきりいたしましたらご報告をさせていただきたいと思っております。

【委員】 一応言っておかなければいけないんですが、情報教育の推進の項目が後ろのページに全く出てこないのは非常に寂しいなというところです。賛否両論あって、いいか悪いかという話じゃないんですけども、例えば佐賀県の武雄市は、事業費1億2,000万円かけて4,200台のタブレットを小学校に配って、反転授業の実験をやると言っているんですね。それがいいか悪いかというのではないんですけども、ただ、あそこで話していたのは、トップがやる気になればこのくらいのことはできるみたいなことが発言されるものですから、いろいろなことをぜひ積極的に考えていただきたいなと思っております。

【教育長】 今の点で、来週なんですけれども、雑誌「Newton」の関係者が市長のところへいらっしゃいます。武雄市の事例とか、これを見ると岡山県の備前市では6,000万円ですべて児童・生徒1,800人、タブレット端末1人2万2,000円ぐらいなんです。長崎市も特定の学年ですけどやっていくということなので、タブレット端末を使った教育というのは、これか

ら検討する必要があるかなと思っています。青梅には東芝青梅工場もあるので、東芝さんとのタイアップなんかも考えて、そこはちょっと理事者とも調整しながら。全児童・生徒は無理かもしれないけれども、特定の学年をターゲットに1年ずつ、例えば小学校4年生に配ってずっと使っていてもらうとか、どこかのきっかけ的なところがあるかどうか、これから少し研究していきたいと思っています。

また、渡すだけでなく、指導側の教え方も必要だと思いますし、指導方法も変わってくると思います。民間のいわゆる学習塾などは、かなりそれを教材にして、子どもの気を引きながらどんどん先にとというのがありますが、なかなか学校教育の場合は教育課程の問題もありますので、その辺をよく研究する必要があるかなと思っています。

【委員長】 だいぶ分厚い資料で、全体をさらっとしかさらえなかったんですけども、今回、わかりやすく1冊にきちっとまとめていただいて、A3の横長の資料で体系的にも見やすくなったということで、さらにまた検討していただいて、よりよい資料にしていただけると、私たちも、青梅市民の方もよりわかりやすいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議事項ですのでお諮りしたいと思います。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成26年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について は承認されました。

2 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に協議事項2を議題といたします。青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議事項2、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、ご説明いたします。

改正の理由であります。青梅市補助金の見直しに関する指針にもとづき、補助金等の終期を定めるため、要綱の失効期日に関する規定を追加し、定期的な見直しを行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、要綱の失効期日に関する規定として、「この要綱は、平成29年4月1日にその効力を失うものとする」とし、実施期日は平成26年4月1日とするものであります。

よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【教育長】 若干補足させていただきますが、いわゆる3年たったら見直しをして、なお必要であればさらに3年継続するという形で、必ず3年たったら見直すという趣旨でのものがございます。

【委員長】 この後にも幾つか同じような形での資料がついていますので、同じような解釈をす

る必要があると思います。

よろしいでしょうか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について は承認されました。

3 平成26年度青梅サタデースクール実施要綱の制定について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。平成26年度青梅サタデースクール実施要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、本日お配りいたしました協議資料3、平成26年度青梅サタデースクール実施要綱(案)をごらんください。両面印刷のものが1枚と、別表が書いてあるものが1枚、計2枚でございます。

この実施要綱につきましては新規事業でございます。全部で13項目ありますが、ポイントのみご説明をさせていただきます。

1の趣旨につきましては、ここに記載のとおりでございます。

2の定義ですが、この青梅サタデースクールは、青梅市立小・中学校に在学する児童・生徒が、基礎的・基本的な知識を身につけることにより、その学力の向上を図ることを目的としております。教育課程時間外に青梅市の施設等を使用して行う学習支援事業でございます。

3の実施教科ですが、算数、数学および国語でございます。

4の実施地区、対象校および実施場所は、2枚目の別表をごらんください。第二中学校区、対象校は二中、二小、友田小学校、こちらは東青梅センタービルを実施場所といたします。第三中学校区、三中、三小、今井小、こちらは大門市民センターを実施場所といたします。なお、これ以外にも人員的に少し多くなってきたというようなことがありましたら、青梅市内の施設を使用することがあるということを付記いたしました。

1枚目にお戻りください。

5の対象者ですが、これは対象校に在学する小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には、対象校以外の青梅市立小・中学校に在学する小4から中3までの児童・生徒も対象とすることができるということを、ここに書いております。

6の実施時間ですが、午前9時から午前11時まで。これは学習時間ということになりますけれども、子どもたちの学習時間は2時間を見込んでおります。

7の学習内容と学習方法ですが、算数、数学、国語の基礎・基本的な内容を、自学を基本として行う。授業形式ではなくて、自学自習ということになります。そこに、これからお話する指

導者が入るといふ形になります。

8の開設期間は、平成26年5月から27年3月までの間の20週以内ということで、開設日は第2、第3土曜日というふうにいたします。

9の申し込みですけれども、これは希望制ということにいたしまして、参加を希望する児童・生徒の保護者が教育委員会の方にサタデースクール申し込み書を提出するという形をとります。

10の指導員ですけれども、この実施に当たりまして、指導員として青梅サタデースクールコーディネーター、それからサタデースクール支援員、この者を置きます。コーディネーターは実施地区ごとに1人ずつということで、来年度は2地区ですから2人置くことになります。このコーディネーターは、子どもたちを実際に指導する支援員を指導するという形で、そこでリーダーシップをとっていくというような形をとって、実施状況報告等も事務局の方へ行きます。支援員でございますが、これは実施地区ごとに5人程度ということで、具体的に子どもたちの学習を実際に指導する立場の者になります。コーディネーターおよび支援員ですけれども、教員の免許状を有する、またはそれに相当する経験を有すると教育委員会が認めた者のうちから、委員会が選任をするという形をとらせていただきます。

11と12は記載のとおりになっております。

実施期日は平成26年4月1日からいたします。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 具体的なことはたぶんこれからどんどん詰めていかれるんだと思うんですが、ここで学ぶプリントなり問題というのは、指導室から何かこういうものをやっってくださいというような指導をしていただけるものなんでしょうか。

【指導室長】 教材の内容といいましょうか、その辺のことだと思っておりますけれども、教材につきましては指導室の方で選定をいたします。そして、小学校1年生から中学校3年生までの、特に小学校の1年から6年までの教材を充実させていきたいと考えております。

【委員長】 9番の申し込みのところで、語尾が「提出しなければならない」というふうに書かれているんですが、これは強すぎませんか。「提出する」だけではだめでしょうか。

【指導室長】 一応この要綱作成の過程で、本市の法制担当の方にも確認をしていただいております。このような文言修正になっております。

【委員長】 わかりました。

【委員】 おおむねどのくらいの時期に開始できそうなんでしょうか。

【指導室長】 5月の17日か、あるいは翌週の24日。実は、支援員、指導員に対する研修のようなことも今ちょっと考えております。ですので、それを含めると、5月24日あたりからになるのかなとは思いますが、とにかく5月中には第1回を開催していきたいと考えております。

【委員長】 この成果が1年、2年で出るかはわからないんですけれども、どういうふうなところで、この成果がすばらしいということを私どもは確認していけばよろしいんでしょうか。

【指導室長】 今回の学力向上の集大成というか、目標に掲げているのは東京都の平均正答率を超えるということなんですけれども、それを実現するひとつの足掛かりになれば非常にいいとは思いますが。具体的な数字としては、まずどれくらいの子どもたちが希望してくれるかということが第1かなと思っています。希望制でございますので、学校で成績によって教員が行かせるような形をとることは考えておりません。ですので、このサタデースクールの学習状況が充実していけば、ロコミもあるでしょうし、保護者の方々のそういったような情報でどんどん人がふえてくる、まずこれが一つかなと。それからもう一つは、やはりそこで学んだことが学校の授業で生きてきたということで、これがやはりそれぞれの対象校となる教員の授業での手応えや単元別に行うテスト、小テスト等であらわれてきてほしいなと思っております。

【教育長】 初年度はこの2つの学区域ですけれども、徐々にふやしまして、計画では4年後に全10地区、議会等理事者からも3年を目途に全地区にということがあります。裾野を広げていって、全地域にいくということによって、学校での学習だけでなく家庭学習というんですか、家庭の側の保護者の意識も変わっていくということと、あと反復する基礎学力を子どもたちが繰り返すことによって底上げが図られていけば、結果はおのずと、5年、10年と時間がかかるかもしれませんが、そこには一定の学力が着実についていくのではないかなということです。事例としては、私も昨年行きましたし、室長も行ったんですけれども、大分県の豊後高田で10年ぐらいたった成果が最近出ています。そういったものが、拙速に1年、2年という成果ではないですけれども、あらわれてくるのはかなり先。あるいはその先には、今の子どもたちが親御さんになったときの子どもたちに還元していくのではないかなとはとらえています。

【委員長】 学習意欲が、青梅の子どもたちは少し劣っているという調査がある中で、やはりこれに向けて、勉強してみよう、参加してみようという意欲がある子がたくさん来てくれることが、まずこの事業の成功への一つのかぎかもしれませんね。

【委員】 これは私のイメージというか、こうであればいいなという感じなんですけれども、さっき放課後学習教室とサタデースクールの棲み分けみたいなものをちょっとご質問させていただいたんですが、このサタデースクールの方は先ほどお話があったように、教育課程時間外だから自由度が広いというので、東京都とかあるいは国の試験を受ける年代に近い子たちをターゲットに、2年生、3年生のところを振り返ってできなかったところ、学校でそれを補うことができないことを、ここできちっともう一回おさらいをして追いついてもらおうと。一方で、2年生、3年生でそういうことが起きないようにするのは、この教育課程内の放課後の補習かなという気がしたので、そんなふうに両方でうまく補い合っていけば効果が出そうだなという気がするんですけども、どうでしょうか。

【指導室長】 その形は非常にすばらしい学習形態だと思っています。このサタデースクールにつきましても、〇〇委員がおっしゃるように、掛け算が入ってくる小学校2年生、少数の基礎計算や分数が入ってくる小学校3年生あたり、その辺のターゲットというのも、これからこの学習体制が軌道に乗っていけば、対象学年についてはそのつど検討していく。そういったことも、ぜ

ひ検討の内容には入れていきたいと考えております。

【委員長】 まずはスタートしていただいて、よいスタートを切れるように、PRをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成26年度青梅サタデースクール実施要綱の制定については承認されました。

4 青梅市立学校いじめ防止条例(仮称)検討委員会設置要綱(案)について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市立学校いじめ防止条例(仮称)検討委員会設置要綱(案)について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、協議資料4をごらんください。裏面を含めまして全部で9項目ございます。

1の目的でございますが、青梅市の小・中学校におけるいじめ根絶に向けた対策を規定する青梅市立学校いじめ防止条例(仮称)(以下、「いじめ防止条例」という。)ということで、条例案の検討に当たり、保護者や有識者から広く意見を聞くため、青梅市立学校いじめ防止条例(仮称)検討委員会を設置をするということを目的といたしました。

2の所掌事項でございますが、ここに掲げてあるとおりでございます。

3の組織でございますが、全部で5項目ございます。青梅市教育委員会が委嘱する委員11人以内をもって組織するということが、(1)は学識経験者が1人、(2)民生・児童委員が1人、(3)児童・生徒の保護者が2人、(4)教育関係者が5人、(5)公募による市民が2人となっております。現在のところ、学識経験者は大学の教授の方を想定しております。

(5)の公募による市民につきましては、少し説明を加えさせていただきます。こちらについては、4月25日号の広報おうめで公募の掲載の予定をしております。条件といたしましては、20歳以上の青梅市民であるということ、お子さんが青梅市内の小・中学校に在籍をしていないということ、地方公務員法第16条各号に該当しないということ、他の附属機関の委員ではないこと、そして青梅市の職員ではないということです。保護者の方については別枠でお2人の予定がございますので、ここでは第三者的な形で青梅市民の方に入っていただくということで、このような条件で公募をいたします。

応募方法といたしましては、住所や氏名、年齢、応募動機などを800文字以内で記入をして、指導室へ提出をしていただき、その後、書類審査、そして面接を行って、最終的には2人以内に絞っていくという形を今想定しております。

以上が3の組織でございます。

4の委員長および副委員長につきましては、記載のとおりでございます。

5の会議についてですが、特に（2）なんですけれども、「委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる」ということで、公開を可能としております。

6の委員の任期ですが、裏面にいきまして、平成27年3月31日までということといたしております。

7、8については記載のとおりでございます。

最後の9ですが、実施期日、この要綱は平成26年4月15日から実施するというところでございます。

以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

検討委員会ですから、一応今年度中を目途に防止条例について検討していただくということですね。

【指導室長】 青梅市の防止条例について、年度内にこれを制定するということが目標としておりますので、当然今委員長がおっしゃったとおりでございます。

【委員】 児童・生徒の保護者というのはたぶん、給食センター運営審議会もそうなんです、PTAの会長さんから1人ずつとなってしまうと、青梅市はPTAの会長さんは男性の方ばかりなので、なかなかお忙しかったりします。有意義な話し合いにしてもらうためには、やはり問題意識を持っているお父さん、お母さんに加わっていただくと。もちろんPTAの会長さんたちは皆さんすごく熱心にやってくださっているんですけど、事いじめとかそういう問題に関しては、何かそういうことがあって考えを持っている方の方が、全くそういうことにかかわったことがない人よりはいろいろなご意見が出るんじゃないかなと思って見ておりました。実際問題、何でもない保護者の方に決めるというのは難しいのかなというところもあるんですけども。そんな感じですよ。

【指導室長】 保護者の方の視点からのご意見も多くいただきたいと思っております。ですので、今回、小・中のPTA連合会の方にこの旨をお願いしまして、イコール会長さんということではなくて、その連合会の中でどなたかお願いしますという形をとらせていただいておりますので、ぜひふさわしい方に来ていただいて、議論をしていただきたいと思っております。

【委員長】 それはほかのことでも同じですね。単に充て職で順番にということではなくて、今回新たに防止条例をつくるという大きな節目の検討委員会ですから、それなりの適任者の方が集まっていた会にできるように、ぜひご努力をお願いします。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校いじめ防止条例（仮称）検討委員会設

置要綱（案）については承認されました。

5 子どもいきいき学校づくり交付要綱の一部改正について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。子どもいきいき学校づくり交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、子どもいきいき学校づくり交付要綱の一部改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、協議資料5をごらんいただきたいと存じます。

まず、要綱の改正の理由でございますが、先ほどの協議事項2と同様で、青梅市補助金等の見直しに関する指針にもとづき行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、要綱の失効期日に関する規定を加えております。

(1) この要綱は、平成29年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された交付金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、交付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

3の実施期日は、平成26年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 子どもいきいき学校づくり交付金はぜひずっと続いてほしいので、見直してはまた続くことになるものと思って伺っておりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、子どもいきいき学校づくり交付要綱の一部改正については承認されました。

6 青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、ご説明いたします。

協議資料6をごらんいただきたいと思います。

要綱の改正の理由でございますが、先ほどと同じく協議事項2と同様で、青梅市補助金等の見直しに関する指針にもとづき行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、要綱の失効期日に関する規定を加えております。

(1) この要綱は、平成29年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、助成金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

3の実施期日につきましては、平成26年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正については承認されました。

7 青梅市学校給食配膳員勤務要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市学校給食配膳員勤務要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食配膳員勤務要綱の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

協議資料7をごらんいただきたいと思います。

初めに、1. 改正の理由でございますが、平成25年第3回市議会定例会におきまして、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が議決されました。一般職の職員の普通昇給抑制措置が見直されたところがございます。学校給食配膳員の給与等は青梅市職員に準拠することから、本要綱についてもその一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、本要綱の第20項、昇給の基準につきまして、現行の「58歳に達した日以降直近の」とあります年齢を、「55歳に達した日以降直近の」と改めるものであります。

それでは、ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表の右側の内容を左側の改正後に改めようとするものであります。

恐縮ですが、最初のページにお戻りいただきまして、3の実施期日でございますが、平成26年4月1日から実施するものであります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 単なる感想なんですけど、定年がどんどん上がっていつている時代、この昇給が終わる

年齢が下がるというのは、厳しいんだなと思って拝見しておりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食配膳員勤務要綱の一部改正については承認されました。

8 青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項8を議題といたします。青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

協議資料8をごらんいただきたいと思います。

初めに、改正の理由であります。青梅市補助金等の見直しに関する指針にもとづきまして、補助金等の終期を定めるため、要綱の失効期日に関する規定を追加し、定期的な見直しを行おうとするものでございます。

次に、改正の内容であります。本要綱の第5項につきまして、要綱の失効期日に関する規定となる、(1)平成29年4月1日にその効力を失うものとする、(2)この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された交付金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、交付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表の右側の内容を左側の改正後に改めようとするものであります。

恐縮ですが、最初のページにお戻りいただきまして、3の実施期日でございますが、平成26年4月1日から実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 給食費の口座振替料というのは、給食の額から考えると、振替の手数料というのは高いんですね。率の占める割合が。これを負担していくというのは大変なことだと思うんですけども、29年以降は見通しは全く持っていないわけですね。

【給食センター所長】 今、手数料は1件10円ということでございます。

【委員】 給食費を進んで払おうとしない人たちがいる現状がある中で、このことは非常に重要な問題を含んでいるように思いますので、これから先もずっと検討して行ってほしいという思いがします。

【委員長】 よろしいでしょうか。
協議事項ですのでお諮りいたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱の一部改正については承認されました。

9 青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項9を議題といたします。青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

協議資料9をごらんいただきたいと思います。

ここで大変恐縮でございますけれども、資料に誤りがありますので、訂正をお願いいたします。まず、2の改正の内容のところでございますが、「9校を12校へ変更する」となっておりますけれども、正しくは「9食分から12食分へ変更する」でございます。

続いて、その下の3の施行期日の「平成26年3月1日から実施」となっておりますが、正しくは「平成26年3月27日から実施」でございます。

1ページおめくりいただきまして、新旧対照表左の欄の10経過措置、(2)の中で、「平成26年3月1日から実施し」となっておりますが、正しくは「平成26年3月27日から実施し」でございます。謹んで訂正させていただきます。

それでは改めまして、1の改正の理由でございますが、青梅市立第二小学校自校調理方式による給食の開始に伴いまして、学校給食衛生管理の基準に従い、保存食の保存食数を増加しようとするものです。

次に、改正の内容であります。本要綱の第2項、負担対象食数につきまして、小学校9食分を小学校12食分とするものであります。

ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表の右側の内容を左側の改正後に改めようとするものであります。

恐縮ですけれども、最初のページにお戻りいただきまして、3の実施期日ではありますが、平成26年3月27日から実施し、平成25年4月1日から適用するものであります。

よろしくご協議の上、ご了承賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この学校給食衛生管理基準に定められた保存食数というのが、私はよくわからないので教えてほしいんですが、それが今まで9だったのが二小の自校給食が加わると12になってい

るんですけれども、計算の仕方がわからないので、その辺教えてください。

【給食センター所長】 この保存食につきましては、文部科学省の学校給食衛生管理の基準というのがございまして、そこで食材について、調理前、調理中、調理後、これを2週間以上保存しておくことと定められております。これに従いまして行っているわけです。

それから、9食と12食ということですが、まず小学校で藤橋調理場でA、Bというコースをつくっております。これで2です。それから根ヶ布調理場がAコース、それと第二小学校が今度ふえましたので、もう1コース、つまり4コース分を3食ずつと、そういう計算でございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正については承認されました。

10 青梅市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項10を議題といたします。青梅市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、青梅市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部改正について、ご説明いたします。

協議資料10をごらんください。

まず、改正の内容につきましては、協議事項2と同様に、補助金の終期を定めるということの改正でございます。内容につきましても、その終期を平成29年4月1日にするというのと、経過措置を設けているところでございます。

実施期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部改正については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第39号 組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第39号を議題といたします。組織改正に伴う関

係教育委員会規則の整備に関する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 全体の組織改正の資料をお配りさせていただきます。

〔資料配付に伴い中断〕

【総務課長】 それでは、議案第39号組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、ご説明いたします。

このことにつきましては、平成26年4月1日付で実施される青梅市の組織改正に伴い、組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を定めようとするものであります。

教育委員会におきましては、「総務課」の名称が「教育総務課」に変更になるほか、中央図書館管理課に「分館係」が新設されます。これに伴い、関係する規則の整備を行おうとするものであり、各規則が定める内容についての変更はありません。

また、改正の施行期日は、平成26年4月1日としようとするものであります。

なお、この内容につきましては、2月20日の教育委員会での協議事項の中でご承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第39号組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則については原案どおり可決されました。

議案第40号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について

【委員長】 次に、議案第40号を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第40号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、ご説明いたします。

このことにつきましては、平成26年4月1日付で実施される青梅市の組織改正に伴い、教育委員会におきましては「総務課」の名称が「教育総務課」に変更となるほか、市長部局におきましても課の分割や名称変更など、かなり大規模な改正となります。これに伴い、青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正を行おうとするものであり、この規程が定める内容についての変更はありません。

また、改正の施行期日は、平成26年4月1日としようとするものであります。

なお、この内容につきましては、2月20日の教育委員会での協議事項でご承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第40号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正については原案どおり可決されました。

議案第41号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

【委員長】 次に、議案第41号を議題といたします。青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第41号青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、ご説明いたします。

このことにつきましては、平成26年4月1日付で実施される青梅市の組織改正に伴い、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正を行おうとするものであります。

具体的な内容につきましては、「体育課」が「スポーツ推進課」に変更となるため、課の名称および課長の名称をそれぞれ改めようとするものであり、この規程が定める内容についての変更はありません。

また、改正の施行期日は、平成26年4月1日としようとするものであります。

なお、詳細につきましては、2月20日の教育委員会での協議事項でご承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第41号青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正については原案どおり可決されました。

日程第3 報告事項

(2)教育長報告

2 第一小学校体育倉庫火災に伴う処分について(施設課)

【委員長】 次に、報告事項を行います。報告事項2、第一小学校体育倉庫火災に伴う処分についてを議題といたします。

本件は先ほどお諮りし、非公開となりましたので、関係する職員以外の者の退席を求めます。

【非公開】

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。

【会議時間の延長】

【委員長】 会議の途中ですが、会議時間は午後4時までとなっています。ここで時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、時間延長することに決定いたしました。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは今後の日程について説明させていただきます。

初めに、4月2日(水)新補・転補校長の紹介および教職員辞令伝達式が行われます。時間は9時30分から、会場はこの場所および市役所2階の会議室で行います。

次に、4月7日(月)小・中学校の入学式が行われます。午前が小学校、午後が中学校でございます。

次に、4月10日(木)東京都教育施策連絡協議会が予定されております。時間は午後1時30分から、会場は都庁の大会議場でございます。なお、この会議は〇〇委員と教育長が参加される予定であります。

次に、4月17日(木)平成26年度第1回教育委員会定例会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては以上でございます。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員